



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○市街地再開発事業の終了の認可（建築指導課）	1
公 告	
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	1
○開発行為に関する工事の完了・13件（南部土木事務所）	3
公安委員会事項	
○警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施	6

告 示

沖縄県告示第418号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の15第1項の規定により、市街地再開発事業の終了を次のとおり認可した。

令和2年10月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 再開発会社の名称 旭橋都市再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称 那覇広域都市計画事業モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成17年11月15日から令和2年8月31日まで
- 4 施行地区及び工区
 - (1) 施行地区 那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部
 - (2) 工区 北工区（那覇市泉崎1丁目の一部約1.8ヘクタール）及び南工区（那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部約2.7ヘクタール）
- 5 施行認可の年月日 平成17年11月15日
- 6 市街地再開発事業の終了の認可の年月日 令和2年8月31日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和2年10月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年6月12日
- (2) 商号名 伊志嶺建設
- (3) 代表者名 伊志嶺安弘
- (4) 所在地 那覇市字識名1090番地7
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11832号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 令和2年6月12日
 - (2) 商号名 真喜志電設
 - (3) 代表者名 与儀真喜
 - (4) 所在地 豊見城市字金良428番地9
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第601号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和2年6月12日
 - (2) 商号名 大成基礎
 - (3) 代表者名 古堅寛
 - (4) 所在地 那覇市安謝1丁目1番16号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第9926号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和2年6月19日
 - (2) 商号名 純設備
 - (3) 代表者名 豊里純也
 - (4) 所在地 名護市大北三丁目14番1号県営名護団地A棟804
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13723号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和2年6月19日
 - (2) 商号名 ミヤギ開発
 - (3) 代表者名 宮城修
 - (4) 所在地 那覇市牧志3丁目22番35号グレイスハイム喜納Ⅲ101号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12750号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年6月19日
 - (2) 商号名 株式会社ジョイント
 - (3) 代表者名 比嘉忠男
 - (4) 所在地 宜野湾市真志喜三丁目17番12号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第8261号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年5月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年6月26日
 - (2) 商号名 大裕興業
 - (3) 代表者名 名嘉裕紀
 - (4) 所在地 浦添市安波茶三丁目21番12号メゾン大田202号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13041号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月11日 沖縄県指令南土第412号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平池之堂原470番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平496番地赤嶺アパート2-B 上間諭
- 5 検査済証番号 令和2年7月2日 N第1075号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月11日 沖縄県指令南土第413号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平池之堂原470番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇438番地1まるKアパート101 上間秀榮
- 5 検査済証番号 令和2年7月2日 N第1076号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月10日 沖縄県指令南土第452号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字南波平波平原76番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸洲339番地の1 金城哲也
- 5 検査済証番号 令和2年7月6日 N第1077号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年12月16日 沖縄県指令南土第540号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須東原355番6ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字米須824番地の1 県営米須団地1号棟202号 外間喜久、
糸満市字米須824番地の1 県営米須団地1号棟202号 外間友喜
- 5 検査済証番号 令和2年7月3日 N第1078号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月31日 沖縄県指令南土第268号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原235番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市嘉数三丁目4番13-306号コーポ嘉数 濱門寿成
- 5 検査済証番号 令和2年7月7日 N第1079号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月29日 沖縄県指令南土第176号、令和元年10月3日 沖縄県指令南土第439号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城当川原447番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋223番地6 スカイハイツ南星4-B 赤嶺学、南風原町字照屋223番地6 スカイハイツ南星4-B 赤嶺まなみ
- 5 検査済証番号 令和2年7月10日 N第1080号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月4日 沖縄県指令南土第972号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字新垣新垣原115番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字新垣115番地 大城秀樹
- 5 検査済証番号 令和2年7月21日 N第1081号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月18日 沖縄県指令南土第821号、平成31年2月21日 沖縄県指令南土第59号（変更）、令和元年8月19日 沖縄県指令南土第381号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字国吉国吉原166番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里2018番地県営高嶺団地4号棟406号 神谷進、恩納村字恩納7441番地恩納分屯基地内 神谷勇

- 5 検査済証番号 令和2年7月29日 N第1082号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月22日 沖縄県指令南土第503号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原155番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長533番地7ラフィナーネ寿Ⅱ203号室 赤嶺智弘
- 5 検査済証番号 令和2年7月30日 N第1083号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年3月19日 沖縄県指令南土第115号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波与那仁原1116番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市長田2丁目10番25号メゾン嘉数306 安次富久子、那覇市古波蔵1丁目8番1号202 安次富潤
- 5 検査済証番号 令和2年8月3日 N第1084号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年1月30日 沖縄県指令南土第29号、令和2年3月13日 沖縄県指令南土第113号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原85番2及び86番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平607番地の1ハピネスコート結401 玉那覇有樹
- 5 検査済証番号 令和2年8月6日 N第1085号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月24日 沖縄県指令南土第486号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平原597番1ほか4筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 道路

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部121番地1 大城幸進
- 5 検査済証番号 令和2年8月17日 N第1086号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月2日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月28日 沖縄県指令南土第204号、令和2年7月10日 沖縄県指令南土第314号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山後原108番ほか8筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平247番地与那嶺アパート2-2 又吉久子
- 5 検査済証番号 令和2年7月22日 N第1087号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月20日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第181号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和2年10月2日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	令和3年1月15日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階802会議室
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ロ) 乗客等の接遇に関すること。
- (ハ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (ニ) 空港に関すること。
- (ホ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (ヘ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。

- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (カ) 空港に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和2年10月12日（月曜日）から同月16日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

- (3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。

- (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

- (3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課 (係)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--